

練習室・学習室・多目的アリーナ・展示ロビーをご利用のみなさま

## 団体登録更新のお願い

平素は当館をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、登録しているすべての団体の有効期間は令和8年3月31日までです。

継続してご利用いただく場合は、所定の申請書等に必要事項を記入し、該当の利用者区分にあった必要書類と共に、3階ホール事務室へ直接ご提出ください。またはオンラインにてお手続きください。

ご不明な点がございましたら、3階ホール事務室までお問い合わせください。(TEL03-3464-3251)

**更新受付期間** **令和7年12月1日(月)～令和8年3月15日(日)**

※休館日にご注意ください！

休館日：令和7年12月29日(月)～令和8年1月3日(土)

**受付時間** **9:00～19:00**

**登録更新に必要な書類** **団体登録申請書 他、該当の利用者区分にあった書類**

※令和7年12月1日以降に新規登録をされた場合は、新規登録と同時に更新手続きを行います。

窓口登録・オンライン登録ともに管理者側で行いますので、利用者様が手続きをする必要はございません。

### <利用者区分>

| 区分            | サークル団体                                                             | 法人<br>(大和田のみのご利用)            | 個人 ※ |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|------|
| 区分1           | ●代表者が区内在住 ●10名以上で構成<br>●構成員全員が区内在住者である団体                           |                              |      |
| 区分2           | ●代表者が区内在住 ●5名以上で構成<br>●構成員の数の2分の1以上が<br>区内在住                       | 区内に事務所を有する法人<br>又は協会、組合などの団体 |      |
| 区分3           | ●代表者が区内在住、在勤、在学<br>●2名以上で構成<br>●構成員の数の2分の1以上が<br>区内在住、在勤又は在学者である団体 |                              |      |
| その他団体<br>(区外) | ●2名以上で構成<br>●上記の要件に該当しない団体                                         | 区外に事務所を有する法人<br>又は協会、組合などの団体 | 個人   |

※個人登録は、「練習室の個人練習」「展示ロビーの個人主催」のみ利用可能

登録更新手続きを行わない場合、令和8年4月1日以降、  
再登録のお手続きが必要となり、登録が完了するまでご予約・ご利用ができません。

## 登録更新手続きに必要な書類（新規登録時と同じ書類が必要です）

以下の書類を文化総合センター大和田 3 階ホール事務室窓口へ提出してください。  
またはオンラインにてお手続きください。

### サークル団体

※必ず代表者が手続きをしてください。

- ①登録申請書
- ②代表者の本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証など公的な証明書）
- ③構成員名簿：構成員（メンバー）全員の「氏名、フリガナ、住所、生年月日、電話番号」を記載
- ④構成員に区内在住・在勤・在学者がいる場合は、それを確認できる書類

※在住・在勤・在学であることが確認できる書類について

- (1) 区内在住者：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票などのコピー
- (2) 区内在勤者：社員証のコピー（住所記載があるもの・名刺不可）、在勤証明書、  
区内の事務所等に勤務していることが分かる書類
- (3) 区内在学者：学生証のコピー、在学証明書、区内の学校等に在学していることが分かる書類  
（区内在住・在勤・在学者分をご用意ください。上記書類を確認していない方は、全て区外扱いとなります。）

#### 【サークル等の団体での登録及び利用について】

※利用種目が異なれば、複数の団体の構成員になることが可能です。

※申込や利用の際の各種手続きは、原則として代表者の方に行っていただきます。

また、その際には本人確認のための証明書の提示を求めますので予めご了承ください。

※チラシ、広報宣伝等で公表する団体の連絡先は、代表者の方の連絡先に限ります。

### 法人又は協会、組合などの団体

- ①登録申請書
- ②・代表者が手続きする場合：本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証など公的な証明書）  
・代表者以外の方（担当者）が手続きする場合  
：委任状（代表者印（丸印）の押印が必要）、委任を受けた方の本人確認ができる証明書（公的な証明書）
- ③「事務所の所在地」「代表者名」「事業内容」を表す以下のもの（コピー可・複数可）  
法人登記簿謄本、規約、寄付行為、会社案内、ホームページを印刷したものなど  
※オンラインでお手続きする場合は、③の資料を代表者の本人確認書類添付箇所へ添付してください

※登録区分は、申請書及び事実確認のための書類をもとに判断いたしますので、不備がないようにしてください。

※登録申請書、構成員名簿、法人用委任状は、事務室窓口のほか HP からダウンロードが可能です。

リンク：渋谷区文化総合センター大和田 HP (<http://www.shibu-cul.jp/>) →対象施設のページへ



※個人情報の取り扱いについては、「渋谷区個人情報保護条例」（平成元年 9 月 25 日条例第 40 号）に基づき、施設利用に関する目的以外には一切使用しません。

お問い合わせ：3階ホール事務室 TEL03-3464-3251